

豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長引く物価高騰による影響を受けている、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）第二条に規定する公衆浴場（以下「一般公衆浴場」という。）において、施設の適正な衛生管理、事業の質の確保、持続的な運営、安心・安全で質の高いサービスが提供できるよう、物価統制令に基づき運営され、光熱費等の物価高騰の影響を価格に転嫁できない一般公衆浴場の事業継続を支援するための豊中市公衆浴場物価高騰対策事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本事業は、令和7年（2025年）6月1日現在、豊中市内に開設されており、かつ、公衆浴場法（昭和三十二年法律第百三十九号）第二条第一項の許可を受けている一般公衆浴場であって、本事業への申込日以降も、事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められる施設を対象とする。ただし、申込日時点において営業の実態のない施設は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が営業する施設は対象外とする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは豊中市暴力団排除条例（平成二十五年条例第二十五号）第二条第三号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

(2) 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

(支援金額)

第3条 本事業の支援金額は、1施設につき10万円とする。

(申込み)

第4条 本事業による支給を受けようとする一般公衆浴場を経営する事業者は、施行日から令和7年（2025年）9月30日までの間に、豊中市が定める方法により、豊中市公衆浴場物価高騰対策事業支援金申込書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条に基づく申し込みがあった場合は、必要な審査を行い、支給することが適当と認めるときは支給を決定するとともに、豊中市公衆浴場物価高騰対策事業支援金支給決定通知書（様式第2号）により当該事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、支給することが適当でないと認めるときは不支給を決定するとともに、豊中市公衆浴場物価高騰対策事業支援金不支給決定通知書（様式第3号）により当該事業者に通知するものとする。

(支給)

第6条 市長は、前条の規定による支給決定の日から 30 日以内に当該事業者の指定口座に振り込みを行う。

(支給の取り消し等)

第7条 市長は、第5条の規定に基づく支給決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により支給を受けたとき

(2) 次条又は第9条の規定に違反したとき

(3) 前各号に規定するもののほか、市長が相当と認める事由があると判断したとき

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合は、豊中市公衆浴場物価高騰対策事業支援金支給決定取消通知書(様式第4号)により当該事業者に通知するものとする。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に支援金が支給されているときは、期限及び方法を定めてその返還をさせるものとする。

(帳簿等の整備)

第8条 支援金の支給を受けた事業者は、当該支援金に係る収支に関する帳簿並びに証拠書類を整備し、かつこれらの帳簿等を令和13年(2021年)3月31日まで保管するとともに、次条の規定に際し豊中市から提出を求められた場合は速やかに対応しなければならない。

(報告の徴取等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは支援金の支給を受けた事業者に対し、支援金の用途について報告を求め、又は従業者にその用途について調査をさせることができる。この場合において、当該事業者は、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)7月7日から施行する。

豊中市長 宛

申込者（経営者）

住所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名	(法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名)

豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業支援金申込書兼請求書

豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業実施要綱第4条に基づき、次のとおり申し込みます。支援金は、下記金融機関口座に振り込みをお願いします。

1. 施設情報

施設名称	
施設所在地	〒 豊中市
<input type="checkbox"/> 要綱第2条第2項に定める事業対象外の施設には該当しません。	

2. 支給申込・請求額 金 100,000 円

3. 振込先口座

※申込者ご本人の口座（法人の場合は当該法人の口座。ただし、法人名義の口座を有していない場合に限り、代表者の個人名義の口座でも可。）に限ります。それ以外の口座には振込できません。

フリガナ					
金融機関名					
フリガナ			支店コード		
支店名					
預金種別		口座番号	右詰めでご記入ください		
フリガナ					
口座名義					

申込担当者名 _____ 連絡先電話番号 _____
 メールアドレス _____

(様式第2号)

令和 年 (年) 第 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業支援金支給決定通知書

貴施設から申し込みのあった豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業支援金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 対象施設

- ・施設名称
- ・施設所在地

2. 支給決定額

金 100,000 円

(様式第 3 号)

令和 年 (年) 第 月 日 号

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業支援金不支給決定通知書

貴施設から申し込みのあった豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業支援金の支給について、豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業実施要綱第 2 条の要件を満たさないため不支給と決定しましたので通知します。

(様式第4号)

令和 年 (年) 第 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業支援金支給決定取消通知書

令和 年 (年) 月 日付け第 号にて通知しました豊中市一般公衆浴場物価高騰対策事業支援金の支給について、下記のとおり取消しを決定しましたので通知します。

記

1. 対象施設

- ・施設名称
- ・施設所在地

2. 支給額 金 円

3. 取消額 金 円

4. 取消しの理由